

社会保険の適用拡大、企業規模要件撤廃へ

7月1日、厚生労働省の有識者懇談会が、社会保険の加入対象者の拡大について、企業規模の要件を撤廃するよう求める提言をまとめました。

整理しますと、現在、原則としての社会保険加入要件は、「勤務日数・時間がその会社の正社員の4分の3以上の人」（4分の3要件）です。

一方、従業員数101人以上の企業では2022年10月から、

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月収（通勤手当・残業代等除く）が88,000円以上
- ・2ヶ月以上の雇用見込みがある
- ・学生でない

の要件（4要件）が適用されており、さらに今年10月からは従業員数51人以上の企業にまで対象が広がることとなっています。

その人数要件を今後撤廃していく、という方針が打ち出されたわけです。つまり、**どんな小さな企業・法人でも、上記の4要件に該当する人は社会保険に加入しなければならない**、ということです。

試算ではパート社員など130万人が新たに加入対象となるとのことですが、本人にとっても企業にとっても、保険料負担などが大きくなることになりそうです。厚労省では企業への支援策なども検討し法案をまとめていくとしていますが、非常に大きな動きであるため今後の動向を注視したいところです。

質問・相談 事例集（雇用保険編）①

◆65歳を超えている職員を採用することになった。雇用保険は加入対象外ということでよいのか？

⇒以前は、雇用保険には年齢制限があり、新規採用の65歳以上の方は加入対象外となっていました。2017（平成29）年1月よりその制限が廃止され、現在雇用保険に年齢制限はありません。（加入条件を満たせば、何歳であっても加入しなければならない）

現在の加入条件は

- ・週の所定労働時間が20時間以上

・31日以上雇用見込みがある

・学生でない

の3点です。

◆法人の役員（理事等）になっている職員は雇用保険に加入できるか？

⇒雇用保険は「雇用されている者」が加入する保険であるため、雇う側の立場の者（代表者や役員）は加入できません。ただし、施設長や管理者といった肩書で労働者としての身分を併せ持つ場合（これを使用人兼務役員と言います）には雇用保険に加入できる場合があります。労働者としての賃金が支払われていることや、就業規則の適用を受けることなど、いくつか条件がありますので、ハローワークと相談のうえご対応ください。なお、法人代表者（理事長、社長）は雇用保険の加入対象にはなりません。

◆新卒採用予定者に、卒業前にアルバイトとして来てもらう。雇用保険は掛けなくてよいのか？

⇒先の回答で「学生は対象外」と書きましたが、一部例外があります。設問のように「卒業見込みであり、卒業後も引き続き当該事業所で雇用される予定である学生」は、アルバイト採用の時点で（加入要件を満たせば）雇用保険の加入義務が生じます。その他、休学中の学生や、通信制・夜間・定時制の学生も加入対象になります。

次回へ続きます

今後の方向性も見据えて

トピックスで書いたとおり、パート職員の働き方や、「扶養」という制度を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。雇用保険の加入要件も、現行の「週20時間」から「週10時間」になることが決まりました（2028年10月施行）。働き方はますます多様になり、法人・事業所の対応力も試されることになりそうです。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net